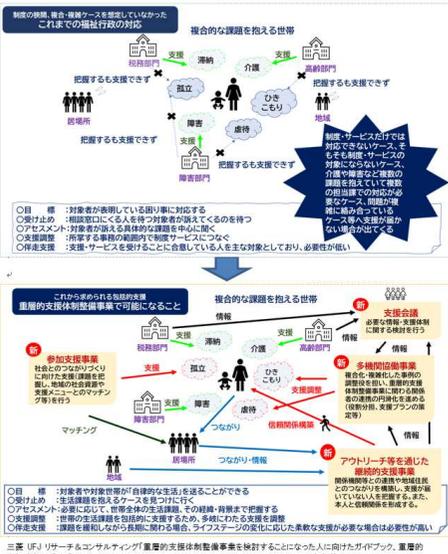


山梨県地域福祉支援計画（素案）新旧対照表

資料 4

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P1		<p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>1 略</p> <p>2 山梨県では、2005（平成17）年2月に「山梨県福祉基本計画」（計画期間：2005（平成17）年度から2014（平成26）年度）を策定した後、2015（平成27）年3月に本県を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応しながら、地域で支え合い、安心して心豊かに暮らせる社会づくりを目指すため、「山梨県地域福祉支援計画」（計画期間：2015（平成27）年度から2019（平成31）年度）を策定し、市町村や関係機関と一体となって、地域福祉の推進を図ってきました。</p> <p>3 家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの貧困やひきこもりなどの課題が顕在化し、地域における福祉ニーズは多様化、複雑化しています。</p> <p>4 略</p> <p>5 2018（平成30）年4月に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくこととされました。</p> <p>6 略</p>	<p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>略</p> <p>山梨県では、2005（平成17）年2月に「山梨県福祉基本計画」（計画期間：2005（平成17）年度から2014（平成26）年度）を策定した後、2015（平成27）年3月に本県を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応しながら、地域で支え合い、安心して心豊かに暮らせる社会づくりを目指すため、「山梨県地域福祉支援計画」（計画期間：2015（平成27）年度から2019（平成31）年度）を策定しました。<u>さらに、家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの貧困やひきこもりなどの課題が顕在化し、地域における福祉ニーズは多様化、複雑化していることを鑑み、2019（平成元）年度に計画（計画期間：2019（平成元）年度から2022（令和4）年度）を改定し、市町村や関係機関と一体となって、地域福祉の推進を図ってきました。</u></p> <p>削除</p> <p>略</p> <p>2018（平成30）年4月に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくこととされました。<u>また、2021（令和3）年4月に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、市町村において属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村全体の連携体制による包括的な支援体制の構築が重要となっています。</u></p> <p>略</p>	-	前段と統合

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P2		新規	<p><u>(注) 重層的支援体制整備事業とは</u> <u>生活する上での様々な課題に対して、介護、障害、子ども、生活困窮等分野ごとに支援している制度の対象となりにくい生きづらさを抱えている支援対象者への支援として、福祉分野を横断して多様な支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築するために、本人・世帯を包括的に受け止める相談体制を構築するだけでなく、アウトリーチ（自ら相談に来られない方とつながりやすくする機能）を含む早期支援、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係づくりを行う支援を一体的に実施する事業です。</u></p>  <p>○目標：対象者が抱えている複合課題に対応する ○受け止め：相談窓口にくる人をもつ対象者が陥れてくると待つ ○アセスメント：対象者が抱える複合的な課題を中心課題 ○支援調整：対象者の複合的な課題に対応するサービスにつなぐ ○付随支援：支援サービスを受けることに合意している人を主な対象としており、必要性が高い</p> <p>○目標：対象者や対象世帯が「自律的な生活」を送ることができる ○受け止め：生活課題を抱えるケースを見につけに行く ○アセスメント：必要に応じて、世帯全体の生活課題、その経緯・背景まで把握する ○支援調整：世帯の生活課題を包括的に支援するため、多岐にわたる支援を調整 ○付随支援：課題を解決しつながら関係性を築き、ケアネットワークの形成に向けた柔軟な支援が必要な場合は必要性が高い</p> <p>三 画 1Fより「リープ・フロンティア」が「重層的支援体制整備事業」を軸とするおこなった「つながり・仲引き」の支援体制整備事業を始めたけどなかなかいらない人に向けた「つながり・仲引き」の支援体制整備事業</p>	—	<p>重層的支援体制整備事業に関する説明 厚生労働省委託事業者作成資料引用</p>

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P3		新規	<p>【コラム】 並行的支援体制整備事業で実施する『アウトリーチ等による継続的支援』とは⁴⁾</p> <p>この事業は、長期にわたりみこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業です。事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定されることから、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながり形成に重点を置きつつ、それら以外の支援も事業内容に含まれます。⁴⁾</p> <p><u>支援関係網や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集</u> 潜在的なニーズを早期に見出すために、支援関係網や地域住民等と連携し、地域の多様なつながりの中から、潜在的な相談者や課題を抱えた人を把握する。⁴⁾</p> <p><u>事前調査</u> 本人に同意を得る前の支援として、支援関係網等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。⁴⁾</p> <p><u>関係者構築に向けた支援</u> 本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。⁴⁾</p> <p><u>巡回訪問及び同行支援</u> 本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係網等につながることで困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。⁴⁾</p> <p><small>厚生労働省「並行的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業について」より抜粋。一部加工。</small></p>	—	アウトリーチに関する説明 厚生労働省委託事業者作成資料引用

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P4	1～2 3 4	<p>2. 計画の位置づけ</p> <p>略</p> <p>山梨県総合計画（戦略4 安心「やまなし」充実戦略）要約</p> <p>現在、本県の健康寿命（※1）は全国一の水準にあり「人生100年時代」が迫る中、生まれてから、地域の中で育ち、働き、老いを迎えるそれぞれのライフステージにおいて、誰もが安心して暮らすことができる社会を構築する必要があります。</p> <p>そのため、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の充実を図ります。</p> <p>※1 健康寿命 日常生活に制限のない期間。国民生活基礎調査のデータを活用し、厚生労働省が公表。</p> <p>4 社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）第108条四まで略</p> <p>五 市町村による包括的な支援体制の整備事業の実施の支援に関する事項 《参考：厚生労働省計画策定ガイドライン》 市町村における包括的な支援体制の整備 ・単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築 ・住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり 等</p>	<p>2. 計画の位置づけ</p> <p>略</p> <p>山梨県総合計画（<u>戦略2 活力ある「やまなし」をはぐくむ道</u>）要約</p> <p><u>ライフステージに応じた子育て支援、きめ細かな質の高い教育、誰一人取り残されることのない包摂性のある社会づくり、医療・福祉に関する不安の解消を通じた活力ある地域づくりを目指します。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）第108条四まで略</p> <p>五 市町村による<u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される</u>体制の整備の実施の支援に関する事項 《参考：厚生労働省計画策定ガイドライン》 <u>市町村による地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援</u> <u>・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、県は、市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」やその他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施に対する支援を行う。</u></p>	—	<p>新総合計画引用</p> <p>改正社会福祉法・ガイドラインの見直しの引用</p>
P6	1 2	<p>4. 計画の期間</p> <p>「山梨県総合計画」との整合性を図るため、本計画の計画期間は、2019（令和元）年度から2022（令和4）年度までの4年間とします。</p> <p>略</p>	<p>4. 計画の期間</p> <p><u>山梨県が策定する福祉に関する諸計画及び「山梨県総合計画」との整合性を図るため、本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。</u></p> <p>略</p>	—	<p>計画期間の見直し</p>

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P7	1~2 3 4~	第2章 地域の現状及び課題 1. 地域の現状及び課題 (1) 人口減少 ①総人口の推移 略 2000年代からは、人口は減少に転じ、2019(平成31)年3月現在で815,333人となっています。 略	第2章 地域の現状及び課題 1. 計画策定の趣旨 (1) 人口減少 ①総人口の推移 略 2000年代からは、人口は減少に転じ、 <u>2023(令和5)</u> 年3月現在で <u>798,194</u> 人となっています。 略	—	山梨県の推計人口と世帯数
P10	1~2	③出生数・死亡数の推移 略 2017(平成29)年の出生数は5,705人、死亡数は9,678人となっています。 図3 略	③出生数・死亡数の推移 略 <u>2021(令和3)</u> 年の出生数は <u>4,966</u> 人、死亡数は <u>10,107</u> 人となっています。 図3 略	—	
P11	1 2	④年齢階級別の人口移動 略 2010年→2015年では、15~19歳が20~24歳になるとき3,281人の転出超過になっており、転出超過は40代まで続いています。 図4 略	④年齢階級別の人口移動 略 <u>2015年→2020年</u> では、 <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり</u> 、 <u>20~24歳が25~29歳</u> になるとき <u>2,704</u> 人の転出超過になっており、転出超過は <u>30代</u> まで続いています。 図4 略	—	
P12	1 2 3	まとめ 略 ・現在の人口は、 <u>81万人</u> 台となっており、社人研の推計では、2040年には、約64万人になると見込まれています。 略	まとめ 略 ・ <u>令和5年3月1日</u> 現在の人口は、 <u>79万人</u> 台となっており、社人研の推計では、2040年には、約64万人になると見込まれてい ます 略	—	

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P14	1 2	⑥出生数・合計特殊出生率の推移 合計特殊出生率は、1975（昭和50）年頃に2.0を下回り、その後も減少傾向が続いており、2017（平成29）年の出生数は5,705人で、1960年（昭和35）年から約60年間で半数以下まで減少しています。 近年は、全国と同様に横ばいとなっており、2017（平成29）年は1.50となっています。 図6 略	⑥出生数・合計特殊出生率の推移 合計特殊出生率は、1975（昭和50）年頃に2.0を下回り、その後も減少傾向が続いており、 <u>2021（令和2）</u> 年の出生数は <u>4,966</u> 人で、1960年（昭和35）年から約60年間で半数以下まで減少しています。 近年は、全国と同様に横ばいとなっており、 <u>2021（令和2）</u> 年は <u>1.30</u> となっています。 図6 略	—	「人口動態統計」厚生労働省
P18	1 2 3	⑩生活保護の保護率（年度平均）の推移 略 全国と同様に近年は横ばいで推移しており、2017（平成29）年度は0.86%となっています。 図10 略 ⑪生活保護の被保護世帯数（世帯類型型・年度平均）の推移 本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、近年、高齢者世帯数が過半数を超えており、2017（平成29）年度の被保護世帯数は5,602世帯で、そのうち高齢者世帯が3,254世帯（58.1%）を占めています。 図11 略	⑩生活保護の保護率（年度平均）の推移 略 <u>近年</u> 、 <u>増加傾向にあり、2022（令和4）</u> 年度は <u>0.88%</u> となっています。 図10 略 ⑪生活保護の被保護世帯数（世帯類型型・年度平均）の推移 本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、 <u>近年</u> 、 <u>高齢者世帯数が過半数を超えており、2022（令和4）</u> 年度の被保護世帯数は <u>5,795</u> 世帯で、そのうち高齢者世帯が <u>3,530</u> 世帯（ <u>60.9%</u> ）を占めています。 図11 略	—	「被保護者調査」（厚生労働省）
P19		⑫療養手帳交付者数の推移 療育手帳交付者数は増加傾向にあり、2018（平成30）年度は6,670人となっています。 図12 略 ⑬精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、2018（平成30）年度は7,590人となっています。 図13 略	⑫療養手帳交付者数の推移 療育手帳交付者数は増加傾向にあり、 <u>2022（令和4）</u> 年度は <u>7,027</u> 人となっています。 図12 略 ⑬精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、 <u>2022（令和4）</u> 年度は <u>8,750</u> 人となっています。 図13 略	—	「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）
P20	1	⑭身体障害者手帳交付者数の推移 身体障害者手帳交付者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっており、2018（平成30）年度は35,701人となっています。 図14 略	⑭身体障害者手帳交付者数の推移 身体障害者手帳交付者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっており、 <u>2022（令和4）</u> 年度は <u>33,527</u> 人となっています。 図14 略	—	「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）

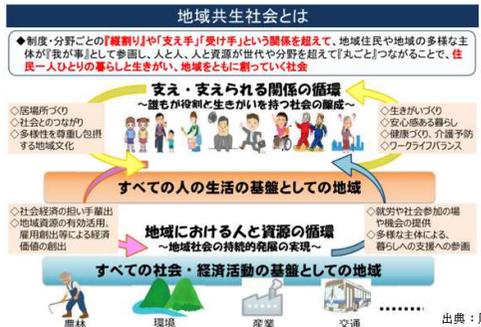
頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P21	1	⑮要介護者（要支援者）認定者数の推移 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）のうち、要介護又は要支援と認定された方は、近年、増加傾向にあり、2016（平成28）年度末で37,366人となっています。	⑮要介護者（要支援者）認定者数の推移 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）のうち、要介護又は要支援と認定された方は、近年、増加傾向にあり、 <u>2021（令和3）</u> 年度末で <u>40,578</u> 人となっています。	—	「令和3年度介護保険事業状況報告（速報値）」 （山梨県） 「健康長寿やまなしプラン資料」 （山梨県）
	2	認定率は、近年、横ばいであり、15.5%となっています。 図15 略	認定率は、近年、横ばいであり、 <u>16.1%</u> となっています。 図15 略		
	3	⑯介護職員数の推移 介護職員の需要と供給は、今後、需要と供給にギャップが生じるものと見込まれ、2025年では511人が不足すると推計されています。 図16 略	⑯介護職員数の推移 介護職員の需要と供給は、今後、需要と供給にギャップが生じるものと見込まれ、 <u>2040</u> 年では <u>1,424</u> 人が不足すると推計されています。 図16 略		
P22	1	⑰外国人の人口の推移 本県における外国人の人口（各年10月1日現在）は、近年、増加傾向にあり、2018（平成30）年（10月1日現在）は、13,043人となっています。	⑰外国人の人口の推移 本県における外国人の人口（各年10月1日現在）は、近年、増加傾向にあり、 <u>2022（令和4）</u> 年（10月1日現在）は、 <u>16,359</u> 人となっています。	—	「山梨県常住人口調査」 （山梨県） 「山梨県県民生活総務課提供資料」 （山梨県）
	2	また、本県の総人口に占める割合も増加傾向で、1.59%となっています。なお、全国の総人口に占める割合は、2018（平成30）年（1月1日現在）は、2.09%となっています。 図17 略	また、本県の総人口に占める割合も増加傾向で、 <u>2.04%</u> となっています。なお、全国の総人口に占める割合は、 <u>2022（令和4）</u> 年（10月1日現在）は、 <u>2.33%</u> となっています。 図17 略		
	3	⑰NPO方針数の推移 本県におけるNPO法人数（Non Profit Organization。特定非営利活動法人）は、近年、横ばいであり、2018（平成30）年度は477団体となっています。	⑰NPO方針数の推移 本県におけるNPO法人数（Non Profit Organization。特定非営利活動法人）は、近年、横ばいであり、 <u>2022（令和4）</u> 年度は <u>485</u> 団体となっています。		
	4	また、活動分野のうち「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行うNPO法人も、近年、横ばいであり、2018（平成30）年度は243団体となっています。 図18 略	また、活動分野のうち「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行うNPO法人も、近年、横ばいであり、 <u>2022（令和4）</u> 年度は <u>251</u> 団体となっています。 図18 略		

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P23	1	⑱就学援助率の推移 本県の就学援助率は、生活保護の保護率と同様、全国よりも低いものとなっており、2016（平成28）年度では、山梨県が10.17%、全国は15.23%となっています。	⑱就学援助率の推移 本県の就学援助率は、生活保護の保護率と同様、全国よりも低いものとなっており、 <u>2021（令和3）</u> 年度では、山梨県が <u>9.45%</u> 、全国は <u>14.22%</u> となっています。	—	「就学援助実施状況等調査」（文部科学省）を基に山梨県作成 「山梨県子ども福祉課提供資料」（山梨県）
	2	本県の就学援助率は、1995（平成7）年と比べ増加していますが、近年は、横ばいとなっています。 ※就学援助率：小・中学生で経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている者の割合。 図19 略	本県の就学援助率は、1995（平成7）年と比べ増加していますが、近年は、横ばいとなっています。 ※就学援助率：小・中学生で経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている者の割合。 図19 略		
	3	⑳児童虐待相談件数の推移 本県の児童虐待の相談件数は、全国と同様に増加傾向にあり、2017（平成29）年度は1,290件と前年より減少したものの、依然として多い状況にあります。 図20 略	⑳児童虐待相談件数の推移 本県の児童虐待の相談件数は、全国と同様に増加傾向にあり、 <u>2021（令和3）</u> 年度は <u>2,259</u> 件と依然として多い状況にあります。 図20 略		
P24	1	まとめ 略	まとめ 略	—	
	2	・本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、近年、高齢者世帯が過半数を超えており、2017（平成29）年度では3,254世帯（58.1%）となっています。	・本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、近年、高齢者世帯が過半数を超えており、 <u>2022（令和4）</u> 年度では <u>3,530</u> 世帯（ <u>60.9%</u> ）となっています。		
	3	略	略		

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P25	1	アンケート調査 略	アンケート調査 略	—	
	2	『やまなしの地域福祉に関するアンケート』 (1) 調査時期 令和元年5月22日(水)～6月5日(水)	『_____地域福祉支援計画に関するアンケート』 (1) 調査時期 令和5年5月22日(月)～6月9日(金)		
	3	略	略		
	4	(3) 調査対象 県内に在住している満18歳以上の者から無作為抽出により1年を任期として選出 モニター数：392人(郵送228人、インターネット164人)	(3) 調査対象 県内に在住している満18歳以上の者から無作為抽出により1年を任期として選出 モニター数：449人(郵送195人、インターネット254人)		
	5	(4) 回収結果 回答数：326人(郵送：190人、インターネット：136人) 回答率：83.1%(郵送：83.3%、インターネット：82.9%)	(4) 回収結果 回答数：371人(郵送：174人、インターネット：197人) 回答率：82.6%(郵送：89.2%、インターネット：77.6%)		
	6	略	略		
P26	1	(6) 調査結果の概要 ○現在の地域での付き合いの程度(SA) ・ 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、「付き合っている」と回答した者の割合は本県の方が全国よりも3%程度高くなっています。	(6) 調査結果の概要 ○現在の地域での付き合いの程度(SA) ・ 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、「付き合っている」と回答した者の割合は、 <u>2019年改定時と比べ全国で12.6%、本県で1.2%減少した結果</u> 、本県の方が全国よりも <u>14.7%</u> 高くなっています。	—	「社会意識に関する世論調査」(内閣府)
	2	・ 一方、「付き合っていない」と回答した者の割合は、本県の方が全国よりも5%程度低く、地域での付き合いが多いと推測されます。	・ 一方、「付き合っていない」と回答した者の割合は、 <u>2019年改定時と比べ全国で11.3%、本県で2.9%増加した結果</u> 、本県の方が全国よりも <u>13.8%</u> 低く、 <u>本県は、全国より比較的、地域での付き合いの程度が多いと推測されます。</u>		
	3	図 略 新規	図 略 <u>※調査方法が変更となったため、2020年調査以前と2021年調査以降の結果は単純比較できない</u>		国調査方法の変更

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P27	1	○望ましい地域での付き合いの程度（SA） ・ 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、本県及び全国ともに「困ったときに付き合う」と回答した者が最も多く、その割合は同程度となっています。	○望ましい地域での付き合いの程度（SA） ・ 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、本県及び全国ともに「 <u>地域の行事や会合に参加したり、困ったときに助け合う</u> 」と回答した者が最も多く、その割合は <u>本県の方が全国より19.8%高くなっています。</u>	—	
	2	・ 「地域での付き合いは必要ない」と回答した者の割合は、本県及び全国とも約1%となっており、地域での付き合いが重要であるという共通した意識が表れています。 図 略	・ 「地域での付き合いは必要ない」と回答した者の割合は、本県及び全国とも約1% <u>未達</u> となっており、地域での付き合いが重要であるという共通した意識が表れていますが、 <u>本県は、全国より比較的、その意識が浸透していると推測されます。</u> 図 略		
P28	1	○地域活動や地域の行事への参加（SA） ・ 「している」が68.9%、「していない」が31.1%となっています。	○地域活動や地域の行事への参加（SA） ・ 「している」が <u>68.0%</u> 、「していない」が <u>32.0%</u> となっています。	—	
	2	新規 図 略	<u>2019年の調査では「している」が68.9%でしたが、若干減少しています。</u> 図 略		
	3	○地域活動や地域の行事に参加しない理由（MA） ・ 地域活動や地域の行事への参加について、「していない」と答えた方にその理由をたずねたところ「仕事などで忙しいから」が最も高く、次いで「どのような活動があるのかわからないから」、「興味の持てる活動がないから」の順となっており、今後、地域活動等の行事への参加を希望する人の障壁を取り除く必要があります。 図 略	○地域活動や地域の行事に参加しない理由（MA） ・ 地域活動や地域の行事への参加について、「していない」と答えた方にその理由をたずねたところ、 <u>2019年の調査と同じく</u> 、「仕事などで忙しいから」が最も高く、次いで「どのような活動があるのかわからないから」、「興味の持てる活動がないから」の順となっており、今後、地域活動等の行事への参加を希望する人の障壁を取り除く必要があります。 図 略		
P29		○隣近所で困っている人がいる場合、手助けできること（SA） 図 略 ○隣近所の人に手助けして欲しいこと（SA） 図 略	○隣近所で困っている人がいる場合、手助けできること（SA） 図 略 ○隣近所の人に手助けして欲しいこと（SA） 図 略	—	
	1	・ 隣近所の人困っている場合は、手助けする一方、自分が困っている場合は、手助けは不要と回答する者の割合が多い傾向にあります。	・ <u>2019年の調査と同じく</u> 、隣近所の人困っている場合は手助けする一方、自分が困っている場合は手助けは不要と回答する者の割合が多い傾向にあります。		

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P30	1	<p>○福祉や介護の仕事に対する考え（SA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「勤務時間や休みの条件」や「給料の条件」について、「よいと思う」とする者の割合が低い一方、「資格や専門性が生かせる」や「やりがいがある」については、「思う」とする者の割合が高いことから、関係機関とも情報を共有し、人材の確保に向けた対策を講じる必要があります。 <p>図 略</p>	<p>○福祉や介護の仕事に対する考え（SA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2019年の調査と同じく</u>、「勤務時間や休みの条件」や「給料の条件」について、「よいと思う」とする者の割合が低い一方、「資格や専門性が活かせる」や「やりがいがある」については、「思う」とする者の割合が高いことから、関係機関とも情報を共有し、人材の確保に向けた対策を講じる必要があります。 <p>図 略</p>	—	
	2	<p>○地域での暮らしをより良いものにするために必要なこと（MA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域のつながりを深める」や「福祉サービスの充実」、「地域の人との交流の場を増やす」につなげる施策などを検討する必要があります。 <p>図 略</p>	<p>○地域での暮らしをより良いものにするために必要なこと（MA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2019年の調査では</u>、「地域のつながりを深める」や「福祉サービスの充実」、「地域の人との交流の場を増やす」と回答する者が多かったですが、<u>今回の調査では「誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり」と回答する者が増加したことから、この結果を考慮した</u> 施策を検討する必要があります。 <p>図 略</p>	—	
P31	1	『地域福祉に関する市町村アンケート』	『地域福祉に関する市町村アンケート』	—	
	2~	<p>(1) 調査時期 令和元年6月13日（木）～6月28日（金）</p> <p>略</p>	<p>(1) 調査時期 令和5年7月20日（木）～8月10日（木）</p> <p>略</p>	—	
P32	1	<p>(6) 調査結果の概要</p> <p>○単独の市町村では解決が難しい分野又は複数の市町村が一体となって対応が必要な分野（MA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療的ケア児への支援」や、「障害者（身体・知的・精神）支援」、「ひきこもり支援」など障害福祉に関する分野が多く、主な理由は専門的施設や専門人材の不足などとなっていることから、関係機関等と情報を共有し、適切な対応策を検討する必要があります。 <p>図 略</p>	<p>(6) 調査結果の概要</p> <p>○単独の市町村では解決が難しい分野又は複数の市町村が一体となって対応が必要な分野（MA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2019年の調査では</u>、「<u>医療的ケア児への支援</u>」との回答が最も多かったですが、<u>今回の調査では「ひきこもり支援」との回答も最多となりました。</u> ・ 「<u>障害者（身体・知的・精神）支援</u>」も含め、障害福祉に関する分野が多く、主な理由は専門的施設や専門的知識を有する人材の不足などとなっていることから、関係機関等と情報を共有し、適切な対応策を検討する必要があります。 <p>図 略</p>	—	

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P33	1～2 3 4 5	第3章 基本的な考え方 1. 基本的な考え方 【国の動向】 略 新規 新規	第3章 基本的な考え方 1. 基本的な考え方 【国の動向】 略 <u>さらに、支援機関、関係者、地域住民等の地域全体で地域づくりを進めていくための事業として、市町村全体の連携体制により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を創設しています。（令和3年4月1日施行）</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症の流行により実施された行動制限を伴う感染防止対策の影響により、孤独・孤立の問題が深刻化・顕在化するとともに、今後も単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ一層の深刻化が懸念されることから、孤独・孤立対策推進法を制定し、国民の理解の増進や多様な主体の自主的活動に関する啓発、相談支援や関係者の連携・協働の促進、当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上、地方公共団体や支援を行う者に対する支援等により孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進することとしています。（令和6年4月1日施行）</u> <u>この中では、地方公共団体に対し、関係機関等により構成される必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が求められているところです。</u>	-	改正社会福祉法・ガイドラインの見直しの引用 孤独・孤立対策推進法の国説明資料
P34	1	※2 地域共生社会 略 新規	※1 地域共生社会 略  <p>出典：厚生労働省資料。</p>	-	厚生労働省資料

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P35	1～2 3 4～	<p>【本県の市町村における地域福祉の推進を支援するための基本方針】</p> <p>略</p> <p>本計画は、2018（平成30）年に施行された改正社会福祉法の考え方に従い、次の事項を一体的に定める内容とします。 《 取り組むべき施策の内容 》</p> <p>略</p>	<p>【本県の市町村における地域福祉の推進を支援するための基本方針】</p> <p>略</p> <p>本計画は、<u>2020（令和3）</u>年に施行された改正社会福祉法の考え方に従い、次の事項を一体的に定める内容とします。 《 取り組むべき施策の内容 》</p> <p>略</p>	—	
P36	1～2 3 4 5	<p>2. 計画の基本目標 “ 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ”</p> <p>略</p> <p>また、家庭や地域のつながりの希薄化や子どもの貧困、ひきこもり、高齢者等の社会的孤立など地域社会が抱える課題も顕在化しています。</p> <p>略</p> <p>誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするためには、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえない人間として尊重し合い支え合うことが必要であり、また、県民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の生活課題を自分たちの課題として捉え、協働して解決していく地域共生社会を実現していくことが重要であることから、国の動向や本県の地域福祉における現状や課題を踏まえ、地域福祉を推進する上で、“ 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ” を本計画の基本目標とします。</p>	<p>2. 計画の基本目標 “ 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ”</p> <p>略</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限を含めた感染防止対策の長期間の実施による地域のつながりの希薄化の急激な進展をはじめ、家庭のつながりの希薄化</u>や子どもの貧困、ひきこもり、高齢者等の社会的孤立など地域社会が抱える課題も顕在化しています。</p> <p>略</p> <p>誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするためには、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえない人間として尊重し合い支え合うことが必要であり、また、県民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の生活課題を自分たちの課題として捉え、協働して解決していく地域共生社会を実現していくことが重要であることから、国の動向や本県の地域福祉における現状や課題を踏まえ、地域福祉を推進する上で、<u>前計画に引き続き</u>、“ 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ” を本計画の基本目標とします。</p>	—	近年の状況から

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P36	6	新規	<p>なお、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための「持続可能な開発目標（SDGs）」は、本計画の上位計画である山梨県総合計画及び本計画の基本理念と方向性を同じくするものと考えられるため、計画の推進に当たってはSDGsを意識し取り組みを進めていきます。</p> <p>17の目標には、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」など、本計画との関連性が大きい項目が含まれています。</p>		近年の状況・県総合計画から
	7	新規			
P37		新規		—	外務省HPから

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P46	1	3. 具体的な取組 施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり 基本的施策 ①高齢者福祉の推進 略	3. 具体的な取組 施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり 基本的施策 ①高齢者福祉の推進 略	—	
	2	具体的な取組 ア 地域包括ケアシステム(※7)の推進 1. 山梨県における地域包括ケアシステムを推進するため、広く学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる地域包括ケア推進協議会を開催します。	具体的な取組 ア 地域包括ケアシステム(※7)の推進 1. 山梨県における地域包括ケアシステムを推進するため、広く学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる地域包括ケア推進協議会を開催し、 <u>県の施策や取組について検討します。</u>	健康長寿推進課	
	3~4	略 4. 高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、関係団体や有識者、市町村等で構成する協議会を開催し、地域リハビリテーションの体制づくりなどの検討を進めます。	略 削除	健康長寿推進課	No. 1の事業に統合したため
	5~	略	略		
P47	1~4	略	略		
	5	11. 高齢者を中心に各世代が集う「いきいき山梨ねりんピック」を開催し、世代間の相互理解を深めるとともに、高齢者の社会活動への参加の促進を図ります。	10. 健康づくりや生きがいの創出、相互交流を促進するため 「いきいき山梨ねりんピック」を開催し、 <u>_____</u> 高齢者の社会活動への参加の促進を図ります。	スポーツ振興課	
	6~8	略	略		
	9	15. 新規就農者を確保するため、シニア世代を対象にした研修等の取組を支援します。	14. 新規就農者を確保するため、シニア世代を対象にした農業技術研修 <u>_____</u> の取組を支援します。	担い手・農地対策課	
	10~11	略 ケ 居住の確保	略 ケ 居住の確保		
	12	18. 県の基準により、65歳以上の高齢者世帯を対象に、所有する木造住宅の耐震化への支援の充実を図ります。	削除	建築住宅課	一般世帯の引き上げによる優遇解消のため
P48	1	新規	18. 高齢者居住の安定確保を図るため、「山梨県住生活基本計画(山梨県高齢者居住安定確保計画)」に基づき、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅を安定的に確保します。	建築住宅課	
	2	略	略		

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P49	1 2~6 7 8~	<p>基本的施策 ②障害者福祉の推進</p> <p>略</p> <p>具体的な取組 ア 普及啓発の推進</p> <p>略</p> <p>26. 東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、パラリンピック競技体験（ボッチャ、車イスバスケットボール）を大規模イベント等で実施します。</p> <p>新規</p> <p>略</p>	<p>基本的施策 ②障害者福祉の推進</p> <p>略</p> <p>具体的な取組 ア 普及啓発の推進</p> <p>略</p> <p>削除</p> <p>25. 福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーターを配置し、パラスポーツフェスティバル等によるスポーツ機会の創出や普及強化、また、指導者研修等を通じて、障害者スポーツの振興を図ります。</p> <p>略</p>	<p>オリ・パラ推進課</p> <p>スポーツ振興課</p>	<p>事業終了のため</p>
P51	1~9 10~	<p>基本的施策 ③児童福祉の推進</p> <p>略</p> <p>ウ 発達障害者等への支援 43. 発達障害等に係る支援体制の強化を図るため、子どもの心のケアに係る総合拠点を整備します。</p> <p>略</p>	<p>基本的施策 ③児童福祉の推進</p> <p>略</p> <p>ウ 発達障害者等への支援 削除</p> <p>略</p>	<p>子ども福祉課</p>	<p>拠点整備はR元年度をもって完了のため</p>
P52	1~3 4 5 6 7~	<p>略</p> <p>49. 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、高校生等に対し公立高校授業料の負担軽減を図ります。</p> <p>略</p> <p>51. 特別支援学校児童生徒の保護者に対し、通学費用や給食費等の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>47. 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、高校生等に対し_____授業料等の負担軽減を図ります。</p> <p>略</p> <p>49. 特別支援学校幼児児童生徒の保護者に対し、通学費用や給食費等の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>略</p>	<p>私学・科学振興課</p> <p>特別支援教育・児童生徒支援課</p>	

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P53	1	新規	<u>ク ヤングケアラーへの支援</u> 55. ヤングケアラーとその家族の意思を尊重しながら、様々な面からサポートできる体制づくりを行い、切れ目のない重層的な支援を構築します。	子ども福祉課	
	2	新規	<u>ケ 子どもへの支援</u> 56. 子どもに対する不当な差別、いじめ、体罰、虐待等の権利侵害を救済するため、子ども支援委員会を設置し、子どもや保護者からの相談・申出に対する調査審議等を行います。	子ども福祉課	
P54	1	基本的施策 ④各福祉分野の連携等の推進 略	基本的施策 ④各福祉分野の連携等の推進 略		
	2	具体的な取組 ア 情報の提供 57. 「山梨県ウェブアクセシビリティ方針」等を踏まえ、障害のある方や高齢者、外国人などにも使いやすくなるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成します。	具体的な取組 ア 情報の提供 57. 「山梨県ウェブアクセシビリティ方針」等を踏まえ、障害のある方や高齢者、外国人などにも使いやすくなるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを運用します。	広聴広報グループ	
	3	イ 普及啓発の推進 略	イ 普及啓発の推進 略		
	4	59. ユニバーサルデザイン（※14）の推進に関して優秀と認められる取り組みを行う個人又は団体を表彰することを通して、年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、すべての人が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らせるよう、まちづくりやものづくり、サービスなどにあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図ります。	59. ユニバーサルデザイン（※14）の推進に関して、 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、山梨県障害者幸住条例及びやまなしユニバーサルデザイン基本指針に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設などの整備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。</u>	県民生活総務課 障害福祉課 建築住宅課	障害児・障害者プラン2024（仮称）から
	5	略	略		
	6~7	ウ 支え合う仕組みづくりの強化 略	ウ 支え合う仕組みづくりの強化 略		
	9	新規	61. <u>地域支え合い活動拠点として社会福祉協議会が行う地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを支援します。</u>	福祉保健総務課	
	10~	略	略		
P55	1~5	略	略		
	6~7	才 防災・防犯体制の強化 略	才 防災・防犯体制の強化 略		
	8	新規	71. <u>災害時に高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者へ必要な福祉支援ができるよう、山梨県災害派遣福祉チーム（山梨DWA T）の運営等を行います。</u>	福祉保健総務課	
	9~	略	略		

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P56	1～2 3 4～7 8 9～	略 77. 山間部などへき地における地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療を支援します。 略 82. 多職種連携により重症化を防ぎ、自立を促進するため、訪問看護ステーションの機能強化を図ります。 略	略 79. 山間部などへき地における地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療や医師派遣を支援します。 略 84. 多職種連携により重症化を防ぎ、自立を促進するため、訪問看護ステーションの充実を図ります。 略	医療課 医療課	
P57	1～8 9 10 11 12～	略 97. 県が作成した「市町村におけるひきこもりサポーター養成・派遣の手引き」を参考として市町村が実施するサポーター養成研修に講師を派遣するなど、市町村のひきこもり対策の取組を支援します。 新規 新規	略 削除 99. 関係機関による支援や機運の醸成を図るため、ひきこもり市町村プラットフォーム設置が全市町村に求められており、自治体における支援体制の構築を進めます。 <u>シ 依存症サポーター（※16）の養成</u> <u>100. 民生委員などの一般県民や警察、消防等を対象に依存症サポーターを養成し、支援体制を整備します。</u> <u>※16 依存症サポーター</u> <u>依存症に関する偏見・差別の解消や依存症に対する対応力を有する人。</u> 略	健康増進課 健康増進課 健康増進課 健康増進課	国の施策体系変更のため、No.98に新規
P58	1 2～	略 102. 自殺対策に取り組む民間団体が主体的・継続的に活動できるよう、自殺対策について多くの県民から理解や賛助を得て、参加意識の向上につながる民間団体の取組を支援します。 略	略 削除 略	健康増進課	目的達成による補助事業廃止のため

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P59	1~3 4 5~6 7 8~	<p>基本的施策 ⑤市町村における包括的支援体制の整備の推進略</p> <p>新規</p> <p>イ 医療的ケアを要する障害児（者）への支援略</p> <p>110. 犯罪者等が、再び犯罪に手を染めることを防ぐとともに、円滑に社会復帰し、安全・安心な山梨県を実現するための計画を策定します。</p> <p>略</p>	<p>基本的施策 ⑤市町村における包括的支援体制の整備の推進略</p> <p><u>110. 市町村において、関係機関による相互の協力が円滑に行われ、介護、子育て、障害、病気等の生活上の課題を区分に囚われずに受け止め支援する包括的な体制の整備を支援します。</u></p> <p>イ 医療的ケアを要する障害児（者）への支援略</p> <p><u>113. 犯罪者等が、再び犯罪に手を染めることを防ぐとともに、円滑な社会復帰を支援し、立ち直りを支える社会の実現を目指します。</u></p> <p>略</p>	<p>福祉保健 総務課</p> <p>県民生活 安全課</p>	
P62	1~2 3 4 5 6 7 8 9	<p>略</p> <p>132. 日本語指導センター校担当者会及び帰国・外国人児童生徒教育研修会を実施し、日本語指導、生活指導の在り方等の研修を行うとともに、通訳者の派遣し、帰国・外国人児童生徒の教育支援を推進します。</p> <p>133. 外国人材の受入促進と共生社会の実現に向け、官民の関係団体をつなぐ「外国人材受入・共生ネットワーク会議」を開催し、意見交換や情報交換を行います。</p> <p>略</p> <p>キ 福祉教育の充実</p> <p>135. 小中学校の教育課程に福祉教育を位置付け、総合的な学習の時間や特別活動など学校での福祉教育が実践されるよう推進します。</p> <p>136. 学校間交流、地域交流や居住地校交流を実施し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を深め社会性を身に付けさせるとともに、共生社会の実現に向け、交流する人々との相互理解を促進します。</p> <p>137. 高等学校における福祉教育の充実を図るため、福祉教育実施状況調査を実施し、工夫改善に努めます。また、授業をベースにキャリア教育推進支援事業などを活用し、共生社会への理解や福祉の心を育てる教育を推進します。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p><u>135. 日本語指導センター校担当者会及び帰国・外国人児童生徒教育研究会</u>を実施し、日本語指導、生活指導の在り方等の<u>研究</u>を行うとともに、通訳者<u>を</u>派遣し、帰国・外国人児童生徒の教育支援を推進します。</p> <p><u>136. 外国人材の受入促進と共生社会の実現に向け、やまなし外国人活躍ビジョンのフォローアップを行うとともに、官民の関係団体をつなぐ推進会議を開催します。</u></p> <p>略</p> <p>キ 福祉教育の充実</p> <p><u>138. 小中学校の教育課程に福祉教育を位置付け、総合的な学習の時間や特別活動など学校での福祉教育の実践を推進します。</u></p> <p><u>139. 学校間交流、地域交流や居住地校交流を実施し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を深め社会性を身に付けさせるとともに、交流する人々の障害者への理解の促進を図ります。</u></p> <p><u>140. 高等学校における実践的・体験的な学習活動を通じて福祉教育の充実を図るとともに、授業をベースにキャリア教育推進支援事業などを活用し、福祉の心を育てる教育を推進します。</u></p> <p>略</p>	<p>義務教育課</p> <p>男女共同 参画・共 生社会推 進統括官</p> <p>義務教育課</p> <p>特別支援 教育・児 童生徒支 援課</p> <p>高校教育課</p>	

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P62	10～	<p>ク コミュニティビジネス（※16）の活用</p> <p>139. 生活関連サービスや地域の社会的課題に関心のある女性を対象に、起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、市町村・商工会・金融機関等との支援機関とのマッチングを行うセミナーを開催し、地域におけるコミュニティビジネスの担い手の育成と支援体制の強化を図ります。</p> <p>※16 コミュニティビジネス 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。</p> <p>略</p>	<p>削除</p> <p>略</p>	スタートアップ・経営支援課	起業支援団体や市町村が開催していることなどから事業廃止のため
P65	1 2～	<p>基本的施策 ③多様な主体の活動促進</p> <p>略</p> <p>具体的な取組 ア ボランティア・NPOとの協働</p> <p>156. ボランティアやNPOの活動の活性化を図るため、県ボランティア・NPOセンターの機能強化を図ります。</p> <p>略</p>	<p>基本的施策 ③多様な主体の活動促進</p> <p>略</p> <p>具体的な取組 ア ボランティア・NPOとの協働</p> <p>削除</p> <p>略</p>	県民生活総務課	臨時的事業の終了のため
P68	1～7 8 9	<p>基本的施策 ②相談体制の強化</p> <p>略</p> <p>新規</p> <p>略</p>	<p>基本的施策 ②相談体制の強化</p> <p>略</p> <p><u>オ てんかんに関する相談</u> <u>176. てんかん支援拠点病院である山梨大学医学部附属病院において専門的な治療、相談支援を行うとともに、地域の関係機関との連携を図ることで県内のてんかん診療連携体制づくりを進めます。</u></p> <p>略</p>	健康増進課	
P69	1 2～	<p>176. 在留外国人が本県で生活していくための悩み事等に一元的に対応する「やまなし外国人相談センター」を運営します。</p> <p>略</p>	<p>178. 在留外国人が本県で生活していくための悩み事等に一元的に対応する「やまなし外国人相談支援センター」を運営します。</p> <p>略</p>	男女共同参画・共生社会推進統括官	

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等
P70	1~2	略	略	建築住宅課	
	3	新規	<u>タ 住まいに関する相談</u> <u>189. 高齢者等の身体特性や暮らし方、心身の状況に応じた住まいの構造や設備、利用可能な制度等について県民に広く普及するため、山梨県建築士会と連携した相談窓口を設置し、住宅改修等の情報提供や相談業務の推進を図ります。</u>		
	4	略	略		

頁	段落	現行計画	新計画	所管課	参考・引用文献等																																																																																												
P71	1	<p>第5章 数値目標及び推進体制</p> <p>1. 数値目標</p> <p>略</p> <p>施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的施策</th> <th>指標</th> <th>現況値 (2019(令和元)年度)</th> <th>目標値 (2022(令和4)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉の推進</td> <td>地域ケア個別会議 実施市町村数</td> <td>18市町村 (2018(平成30)年度)</td> <td>27市町村</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉の推進</td> <td>共生社会に対する 県民の認知度</td> <td>49.6% (2017(平成29)年度)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉の推進</td> <td>子どもの貧困対策推進に係る 地域ネットワークを 構築している市町村数</td> <td>5市町村</td> <td>27市町村</td> </tr> <tr> <td>各福祉分野の連携等の推進</td> <td>ひきこもりサポーター 養成研修実施市町村数</td> <td>2市 (2018(平成30)年度)</td> <td>10市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村における包括的 支援体制の整備の推進</td> <td>改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数</td> <td>0市町村 (2018(平成30)年度)</td> <td>27市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の柱 (2) 地域福祉を担う人材づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的施策</th> <th>指標</th> <th>現況値 (2019(令和元)年度)</th> <th>目標値 (2022(令和4)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉の担い手の確保</td> <td>介護職員数</td> <td>13,029人 (2018(平成30)年度)</td> <td>13,748人 (2020(令和2)年度)</td> </tr> <tr> <td>福祉人材の資質向上</td> <td>認知症介護実践研修受講者数</td> <td>2,076人 (2017(平成29)年度)</td> <td>2,525人 (2020(令和2)年度)</td> </tr> <tr> <td>多様な主体の活動促進</td> <td>農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数</td> <td>10施設 (2017(平成29)年度)</td> <td>70施設 (2020(令和2)年度)</td> </tr> </tbody> </table>	基本的施策	指標	現況値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2022(令和4)年度)	高齢者福祉の推進	地域ケア個別会議 実施市町村数	18市町村 (2018(平成30)年度)	27市町村	障害者福祉の推進	共生社会に対する 県民の認知度	49.6% (2017(平成29)年度)	100%	児童福祉の推進	子どもの貧困対策推進に係る 地域ネットワークを 構築している市町村数	5市町村	27市町村	各福祉分野の連携等の推進	ひきこもりサポーター 養成研修実施市町村数	2市 (2018(平成30)年度)	10市町村	市町村における包括的 支援体制の整備の推進	改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数	0市町村 (2018(平成30)年度)	27市町村	基本的施策	指標	現況値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2022(令和4)年度)	地域福祉の担い手の確保	介護職員数	13,029人 (2018(平成30)年度)	13,748人 (2020(令和2)年度)	福祉人材の資質向上	認知症介護実践研修受講者数	2,076人 (2017(平成29)年度)	2,525人 (2020(令和2)年度)	多様な主体の活動促進	農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数	10施設 (2017(平成29)年度)	70施設 (2020(令和2)年度)	<p>第5章 数値目標及び推進体制</p> <p>1. 数値目標</p> <p>略</p> <p>施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的施策</th> <th>指標</th> <th>現況値 (2023(令和5)年度)</th> <th>目標値 (2026(令和8)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉の推進</td> <td>地域ケア個別会議 実施市町村数</td> <td>24市町村 (2022(令和4)年度)</td> <td>27市町村</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉の推進</td> <td>共生社会に対する 県民の認知度</td> <td>51.6%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉の推進</td> <td>生活困難世帯の子どもへの学 習支援を利用する子どもの数</td> <td>70人 (2022(令和4)年度)</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>各福祉分野の連携等の推進</td> <td>ひきこもり市町村プラット フォーム整備市町村数</td> <td>21市町村 (2022(令和4)年度)</td> <td>10市町村</td> </tr> <tr> <td>各福祉分野の連携等の推進</td> <td>人権啓発講演会の参加者数</td> <td>-</td> <td>累計800人</td> </tr> <tr> <td>各福祉分野の連携等の推進</td> <td>依存症サポーター数</td> <td>-</td> <td>400人</td> </tr> <tr> <td>市町村における包括的 支援体制の整備の推進</td> <td>改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数</td> <td>20市町村 (2022(令和4)年度)</td> <td>27市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村における包括的 支援体制の整備の推進</td> <td>包括的支援体制(重層的支援体 制含む。)が整備された市町村数</td> <td>-</td> <td>27市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の柱 (2) 地域福祉を担う人材づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的施策</th> <th>指標</th> <th>現況値 (2023(令和5)年度)</th> <th>目標値 (2026(令和8)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉の担い手の確保</td> <td>介護職員数</td> <td>13,684人 (2021(令和3)年度)</td> <td>算定中</td> </tr> <tr> <td>福祉人材の資質向上</td> <td>認知症介護実践研修受講者数</td> <td>2,671人 (2022(令和4)年度)</td> <td>3,311人</td> </tr> <tr> <td>多様な主体の活動促進</td> <td>農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数</td> <td>83施設 (2022(令和4)年度)</td> <td>98施設</td> </tr> </tbody> </table>	基本的施策	指標	現況値 (2023(令和5)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)	高齢者福祉の推進	地域ケア個別会議 実施市町村数	24市町村 (2022(令和4)年度)	27市町村	障害者福祉の推進	共生社会に対する 県民の認知度	51.6%	100%	児童福祉の推進	生活困難世帯の子どもへの学 習支援を利用する子どもの数	70人 (2022(令和4)年度)	140人	各福祉分野の連携等の推進	ひきこもり市町村プラット フォーム整備市町村数	21市町村 (2022(令和4)年度)	10市町村	各福祉分野の連携等の推進	人権啓発講演会の参加者数	-	累計800人	各福祉分野の連携等の推進	依存症サポーター数	-	400人	市町村における包括的 支援体制の整備の推進	改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数	20市町村 (2022(令和4)年度)	27市町村	市町村における包括的 支援体制の整備の推進	包括的支援体制(重層的支援体 制含む。)が整備された市町村数	-	27市町村	基本的施策	指標	現況値 (2023(令和5)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)	地域福祉の担い手の確保	介護職員数	13,684人 (2021(令和3)年度)	算定中	福祉人材の資質向上	認知症介護実践研修受講者数	2,671人 (2022(令和4)年度)	3,311人	多様な主体の活動促進	農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数	83施設 (2022(令和4)年度)	98施設		
基本的施策	指標	現況値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2022(令和4)年度)																																																																																														
高齢者福祉の推進	地域ケア個別会議 実施市町村数	18市町村 (2018(平成30)年度)	27市町村																																																																																														
障害者福祉の推進	共生社会に対する 県民の認知度	49.6% (2017(平成29)年度)	100%																																																																																														
児童福祉の推進	子どもの貧困対策推進に係る 地域ネットワークを 構築している市町村数	5市町村	27市町村																																																																																														
各福祉分野の連携等の推進	ひきこもりサポーター 養成研修実施市町村数	2市 (2018(平成30)年度)	10市町村																																																																																														
市町村における包括的 支援体制の整備の推進	改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数	0市町村 (2018(平成30)年度)	27市町村																																																																																														
基本的施策	指標	現況値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2022(令和4)年度)																																																																																														
地域福祉の担い手の確保	介護職員数	13,029人 (2018(平成30)年度)	13,748人 (2020(令和2)年度)																																																																																														
福祉人材の資質向上	認知症介護実践研修受講者数	2,076人 (2017(平成29)年度)	2,525人 (2020(令和2)年度)																																																																																														
多様な主体の活動促進	農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数	10施設 (2017(平成29)年度)	70施設 (2020(令和2)年度)																																																																																														
基本的施策	指標	現況値 (2023(令和5)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)																																																																																														
高齢者福祉の推進	地域ケア個別会議 実施市町村数	24市町村 (2022(令和4)年度)	27市町村																																																																																														
障害者福祉の推進	共生社会に対する 県民の認知度	51.6%	100%																																																																																														
児童福祉の推進	生活困難世帯の子どもへの学 習支援を利用する子どもの数	70人 (2022(令和4)年度)	140人																																																																																														
各福祉分野の連携等の推進	ひきこもり市町村プラット フォーム整備市町村数	21市町村 (2022(令和4)年度)	10市町村																																																																																														
各福祉分野の連携等の推進	人権啓発講演会の参加者数	-	累計800人																																																																																														
各福祉分野の連携等の推進	依存症サポーター数	-	400人																																																																																														
市町村における包括的 支援体制の整備の推進	改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数	20市町村 (2022(令和4)年度)	27市町村																																																																																														
市町村における包括的 支援体制の整備の推進	包括的支援体制(重層的支援体 制含む。)が整備された市町村数	-	27市町村																																																																																														
基本的施策	指標	現況値 (2023(令和5)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)																																																																																														
地域福祉の担い手の確保	介護職員数	13,684人 (2021(令和3)年度)	算定中																																																																																														
福祉人材の資質向上	認知症介護実践研修受講者数	2,671人 (2022(令和4)年度)	3,311人																																																																																														
多様な主体の活動促進	農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数	83施設 (2022(令和4)年度)	98施設																																																																																														
P72		<p>施策の柱 (3) 地域福祉を支える基盤づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的施策</th> <th>指標</th> <th>現況値 (2019(令和元)年度)</th> <th>目標値 (2022(令和4)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者本位の 福祉サービスの充実</td> <td>福祉サービス第三者評価事業 受審施設数</td> <td>88施設 (2018(平成30)年度)</td> <td>100施設</td> </tr> <tr> <td>相談体制の強化</td> <td>生活困窮者自立支援に関する 新規相談件数</td> <td>1,108件 (2018(平成30)年度)</td> <td>1,200件</td> </tr> </tbody> </table>	基本的施策	指標	現況値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2022(令和4)年度)	利用者本位の 福祉サービスの充実	福祉サービス第三者評価事業 受審施設数	88施設 (2018(平成30)年度)	100施設	相談体制の強化	生活困窮者自立支援に関する 新規相談件数	1,108件 (2018(平成30)年度)	1,200件	<p>施策の柱 (3) 地域福祉を支える基盤づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的施策</th> <th>指標</th> <th>現況値 (2023(令和5)年度)</th> <th>目標値 (2026(令和8)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者本位の 福祉サービスの充実</td> <td>福祉サービス第三者評価 事業受審施設数(累計)</td> <td>88施設 (2022(令和4)年度)</td> <td>100施設</td> </tr> <tr> <td>相談体制の強化</td> <td>在留外国人からの相談等 への対応件数</td> <td>370件 (2022(令和4)年度)</td> <td>600件</td> </tr> </tbody> </table>	基本的施策	指標	現況値 (2023(令和5)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)	利用者本位の 福祉サービスの充実	福祉サービス第三者評価 事業受審施設数(累計)	88施設 (2022(令和4)年度)	100施設	相談体制の強化	在留外国人からの相談等 への対応件数	370件 (2022(令和4)年度)	600件																																																																						
基本的施策	指標	現況値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2022(令和4)年度)																																																																																														
利用者本位の 福祉サービスの充実	福祉サービス第三者評価事業 受審施設数	88施設 (2018(平成30)年度)	100施設																																																																																														
相談体制の強化	生活困窮者自立支援に関する 新規相談件数	1,108件 (2018(平成30)年度)	1,200件																																																																																														
基本的施策	指標	現況値 (2023(令和5)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)																																																																																														
利用者本位の 福祉サービスの充実	福祉サービス第三者評価 事業受審施設数(累計)	88施設 (2022(令和4)年度)	100施設																																																																																														
相談体制の強化	在留外国人からの相談等 への対応件数	370件 (2022(令和4)年度)	600件																																																																																														